

2026年6月26日

お客様各位

豊田信用金庫

預金規定一部改正のお知らせ

平素より、豊田信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

今般、「手形・小切手の全面的な電子化」へ対応にあたり、2026年9月30日を手形・小切手の振出期限として設定させていただくこと、および同日をもって、他金融機関が支払地となる手形・小切手の預金入金扱いの受付を停止することに合わせて、下記の通り関連する預金規定を一部改正しますのでお知らせします。

なお、改正後の預金規定は、当金庫ホームページにて閲覧いただけます。

記

1. 改正日

2026年7月1日

2. 改正する預金規定

- | | |
|---------------------|--------------------------|
| ・当座勘定規定(一般用) | ・自由金利型定期預金(M型)規定(スーパー定期) |
| ・当座勘定規定(専用約束手形口用) | ・自由金利型定期預金規定(大口定期預金) |
| ・普通預金規定(決済用普通預金を含む) | ・変動金利定期預金規定 |
| ・貯蓄預金規定 | ・定額複利預金規定 |
| ・納税準備預金規定 | ・定期積金規定 |
| ・通知預金規定 | ・代金取立規定 |
| ・期日指定定期預金規定 | |

3. 主な改正内容

- ・他金融機関が支払地となる手形・小切手の預金入金扱い受付停止への対応
- ・手形・小切手の振出期限設定への対応

4. 改正内容

別紙のとおり、改正を行います。

以上

○当座勘定規定（一般用） 新旧対照表

改正前	改正後	備考
<p>1. (当座勘定への受入れ)</p> <p>(1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。(追加)</p> <p>(2) . . . 略 . . .</p> <p>(3) . . . 略 . . .</p> <p>(4) . . . 略 . . .</p>	<p>1. (当座勘定への受入れ)</p> <p>(1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。<u>ただし、2026年10月1日以降は、他金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u></p> <p>(2) . . . 略 . . .</p> <p>(3) . . . 略 . . .</p> <p>(4) . . . 略 . . .</p>	<p>・他行庫が支払地となる手形・小切手の預金入金扱い受付停止への対応</p>
<p>7. (手形、小切手の支払等)</p> <p>(1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。(追加)</p> <p>(2) . . . 略 . . .</p> <p>(3) . . . 略 . . .</p> <p>(4) . . . 略 . . .</p>	<p>7. (手形、小切手の支払等)</p> <p>(1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。<u>なお、2026年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u></p> <p>(2) . . . 略 . . .</p> <p>(3) . . . 略 . . .</p> <p>(4) . . . 略 . . .</p>	<p>・手形・小切手の振出期限設定への対応</p>
<p>8. (手形、小切手用紙等)</p> <p>(1) 当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。(追加)</p> <p>(2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること(追加)を確認してください。</p> <p>(3) . . . 略 . . .</p> <p>(4) . . . 略 . . .</p> <p><u>(5) 手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</u></p> <p>(6) . . . 略 . . .</p> <p>(7) . . . 略 . . .</p>	<p>8. (手形、小切手用紙等)</p> <p>(1) 当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。<u>ただし、2026年9月30日までに振り出してください。</u></p> <p>(2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、<u>かつ2026年9月30日までに振り出された手形であることを確認してください。</u></p> <p>(3) . . . 略 . . .</p> <p>(4) . . . 略 . . .</p> <p>(削除)</p> <p>(5) . . . 略 . . .</p> <p>(6) . . . 略 . . .</p>	<p>・手形・小切手の振出期限設定への対応</p> <p>・手形帳、小切手帳の発行終了済であることに対応</p>

改正前	改正後	備考
<p>13. (支払保証に代わる取扱い)</p> <p>小切手の支払保証はしません。<u>ただし、その請求があるときは、当金庫は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。</u></p>	<p>13. (支払保証 (削除))</p> <p>小切手の支払保証はしません。(削除)</p>	<p>・自己宛小切手発行受付終了済であることに対応</p>
<p>17. (振出日、受取人記載もれの手形、小切手)</p> <p>(1) 手形、小切手を振出または為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を<u>できるかぎり</u>記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。(追加)</p> <p>(2) . . . 略 . . .</p>	<p>17. (振出日、受取人記載もれの手形、小切手)</p> <p>(1) 手形、小切手を振出または為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を (削除) 記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。<u>なお、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当行の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u></p> <p>(2) . . . 略 . . .</p>	<p>・手形・小切手の振出期限設定への対応</p>
<p>18. (線引小切手の取扱い)</p> <p>(1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ(または届出の署名)があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。(追加)</p> <p>(2) . . . 略 . . .</p>	<p>18. (線引小切手の取扱い)</p> <p>(1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ(または届出の署名)があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。<u>なお、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当行の判断により支払いを拒絶することがあります。</u></p> <p>(2) . . . 略 . . .</p>	<p>・手形・小切手の振出期限設定への対応</p>

以上

○約束手形用法

改正前	改正後	備考
3. 振出日、受取人の記載は手形要件となっておりますから、 <u>できるだけ</u> 記入してください。	3. 振出日、受取人の記載は手形要件となっておりますから、 (削除) 記入してください。	・手形・小切手の振出期限設定への対応

以上

○為替手形用法

改正前	改正後	備考
4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、 <u>できるだけ</u> 記入してください。	4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、 (削除) 記入してください。	・手形・小切手の振出期限設定への対応

以上

○小切手用法

改正前	改正後	備考
2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。 <u>なお</u> 、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。 (追加)	2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。 (削除) 先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。 <u>なお、2026年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u>	・手形・小切手の振出期限設定への対応

以上

○当座勘定規定(専用約束手形口用) 新旧対照表

改正前	改正後	備考
<p>1. (当座勘定への受入れ)</p> <p>(1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。(追加)</p> <p>(2) . . . 略 . . .</p> <p>(3) . . . 略 . . .</p> <p>(4) . . . 略 . . .</p>	<p>1. (当座勘定への受入れ)</p> <p>(1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。<u>ただし、2026年10月1日以降は、他金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u></p> <p>(2) . . . 略 . . .</p> <p>(3) . . . 略 . . .</p> <p>(4) . . . 略 . . .</p>	<p>・他行庫が支払地となる手形・小切手の預金入金扱い受付停止への対応</p>
<p>8. (手形用紙)</p> <p>(1) 当店を支払場所とする専用約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用し(追加) てください。</p> <p>(2) . . . 略 . . .</p> <p><u>(3) 手形用紙の請求があった場合には必要と認められる枚数を交付します。</u></p> <p>(4) 専用約束手形用紙以外の約束手形および小切手用紙は交付しません。</p> <p>(5) 当座勘定から支払をした専用約束手形の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</p> <p>(6) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当金庫所定の手続きによって当該手形の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</p>	<p>8. (手形用紙)</p> <p>(1) 当店を支払場所とする専用約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用し、<u>2026年9月30日までに提出</u> してください。</p> <p>(2) . . . 略 . . .</p> <p>(削除)</p> <p>(3) 専用約束手形用紙以外の約束手形および小切手用紙は交付しません。</p> <p>(4) 当座勘定から支払をした専用約束手形の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</p> <p>(5) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当金庫所定の手続きによって当該手形の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</p>	<p>・手形帳、小切手帳の発行終了済であることに対応</p>
<p>15. (振出日、受取人記載もれの手形)</p> <p>(1) 手形を振出す場合には、手形要件を<u>できるかぎり</u> 記載してください。もし、振出日または受取人の記載のない手形が呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。</p> <p>(2) . . . 略 . . .</p>	<p>15. (振出日、受取人記載もれの手形)</p> <p>(1) 手形を振出す場合には、手形要件を(削除) 記載してください。もし、振出日または受取人の記載のない手形が呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。</p> <p>(2) . . . 略 . . .</p>	<p>・手形・小切手の振出期限設定への対応</p>

以上

○普通預金規定（決済用普通預金を含む）

改正前	改正後	備考
<p>2. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。(追加)</p> <p>(2)～(5)・・・略・・・</p>	<p>2. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。<u>ただし、2026年10月1日以降は、他金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u></p> <p>(2)～(5)・・・略・・・</p>	<p>・他行庫が支払地となる手形・小切手の預金入金扱い受付停止への対応</p>

以上

○貯蓄預金規定

改正前	改正後	備考
<p>2. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。(追加)</p> <p>(2)～(5)・・・略・・・</p>	<p>2. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。<u>ただし、2026年10月1日以降は、他金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u></p> <p>(2)～(5)・・・略・・・</p>	<p>・他行庫が支払地となる手形・小切手の預金入金扱い受付停止への対応</p>

以上

○納税準備預金規定

改正前	改正後	備考
<p>2. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。(追加)</p> <p>(2)～(5)・・・略・・・</p>	<p>2. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。<u>ただし、2026年10月1日以降は、他金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u></p> <p>(2)～(5)・・・略・・・</p>	<p>・他行庫が支払地となる手形・小切手の預金入金扱い受付停止への対応</p>

以上

○通知預金規定

改正前	改正後	備考
<p>3. (証券類の受入れ) (1)小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。(追加) (2)・・・略・・・</p>	<p>3. (証券類の受入れ) (1)小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、2026年10月1日以降は、他金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2)・・・略・・・</p>	<p>・他行庫が支払地となる手形・小切手の預金入金扱い受付停止への対応</p>

以上

○期日指定定期預金規定

改正前	改正後	備考
<p>1. (証券類の受入れ) (1)小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。(追加) (2)・・・略・・・</p>	<p>1. (証券類の受入れ) (1)小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、2026年10月1日以降は、他金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2)・・・略・・・</p>	<p>・他行庫が支払地となる手形・小切手の預金入金扱い受付停止への対応</p>

以上

○自由金利型定期預金(M型)規定 (スーパー定期)

改正前	改正後	備考
<p>1. (証券類の受入れ) (1)小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。(追加) (2)・・・略・・・</p>	<p>1. (証券類の受入れ) (1)小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、2026年10月1日以降は、他金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2)・・・略・・・</p>	<p>・他行庫が支払地となる手形・小切手の預金入金扱い受付停止への対応</p>

以上

○自由金利型定期預金規定（大口定期預金）

改正前	改正後	備考
<p>1. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。(追加)</p> <p>(2) ……略……</p>	<p>1. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、2026年10月1日以降は、他金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u></p> <p>(2) ……略……</p>	<p>・他行庫が支払地となる手形・小切手の預金入金扱い受付停止への対応</p>

以上

○変動金利定期預金規定

改正前	改正後	備考
<p>1. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。(追加)</p> <p>(2) ……略……</p>	<p>1. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、2026年10月1日以降は、他金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u></p> <p>(2) ……略……</p>	<p>・他行庫が支払地となる手形・小切手の預金入金扱い受付停止への対応</p>

以上

○定額複利預金規定

改正前	改正後	備考
<p>1. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。(追加)</p> <p>(2) ……略……</p>	<p>1. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、2026年10月1日以降は、他金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u></p> <p>(2) ……略……</p>	<p>・他行庫が支払地となる手形・小切手の預金入金扱い受付停止への対応</p>

以上

○定期積金（スーパー積金）規定

改正前	改正後	備考
<p>2. (証券類の受入れ) (1)小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。(追加) (2)・・・略・・・</p>	<p>2. (証券類の受入れ) (1)小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。<u>ただし、2026年10月1日以降は、他金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2)・・・略・・・</p>	<p>・他行庫が支払地となる手形・小切手の預金入金扱い受付停止への対応</p>

以上

○代金取立規定

改正前	改正後	備考
<p>1. (取扱証券類) 手形、小切手、公社債、利札、配当金領収証その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入れができないもの（以下「証券類」という。）は、代金取立として取扱います。(追加)</p>	<p>1. (取扱証券類) 手形、小切手、公社債、利札、配当金領収証その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入れができないもの（以下「証券類」という。）は、代金取立として取扱います。<u>ただし、2026年9月30日を超えて振り出された、当金庫を支払場所とする手形または当金庫を支払人とする小切手については、取扱いをいたしません。</u></p>	<p>・他行庫が支払地となる手形・小切手の預金入金扱い受付停止への対応</p>

以上